

平成29年(ワ)第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸勇 外607名

被告 長崎県 外1名

## 第5準備書面

令和元年10月30日

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

被告佐世保市訴訟代理人  
弁護士 山口雅司  
弁護士 藤井大祐



本準備書面は、審理の終結にあたり、これまでの被告佐世保市の主張の概要を整理しつつ、証人尋問の結果を受けて、証拠評価をするものである。

### 第1 差止請求の法的根拠の欠如

これまで重ねて言及してきたとおり、原告の主張はいずれも、差止請求の法的根拠を基礎づけるものとは言えない。

#### 1 人格権以外の主張はそもそも失当である

すなわち、原告らの主張する権利のうち、人格権に基づくものと捉え難いもの\*1に関しては、そもそも差止の法的根拠たり得ない(裁判規範性を有しない)ところである。

#### 2 人格権侵害による差止も認め難い

##### (1) 適法な事業認定の存在

また、人格権に根拠を有するとも捉え得る主張\*2についても、石木ダム建設事業は、水道事業においては水道法、長崎県の治水事業においては河川法等、個別の行政法に基づき計画された上で、土地収用法における適法な事業認定を受けており(甲A1)、かかる事業認定の適法性については、別訴の第1審でも是認されているところである(甲E4)。

\*1 ②総体としての人間の存在そのもの、③(c)良好な環境の中で生活を営む又はその環境を享受する権利、④税金を有効かつ適切に利用される権利等といった主張。

\*2 ①生命・身体の安全、③(a)生命・身体の不安におびえず平穏に生きる権利、③(b)人間の尊厳を維持して生きる権利等といった主張。

このことから、本件事業の適法性は高度の蓋然性をもって推認されているといえる。

## (2) 事業認定の合理性は失われていないこと

この点、原告らは、上記事業認定が平成24年時点の水需要予測に基づくものであることを捉えて、「本件訴訟は民事の工事差止訴訟であるから、(違法性の有無の)判断基準時は『現時点(口頭弁論終結時)』になる」等とも主張する。

しかしながら、平成24年度水需要予測の合理性は、事業認定がなされたこと自体から、またかかる事業認定取消訴訟における別訴での認定事実からも明確である(甲E1~2及び甲E4。なお、原告らは、平成24年度水需要予測と実績値の乖離を再三論難するが、既に主張したとおり、非常時をも想定した予測値が事後に実績値を上回ることはむしろ当然であって、原告らの主張は、水需要予測の本質を見誤っている)。

そして、平成24年度以降、佐世保市の水需要にかかる都市構造や産業構造など、その合理性を否定するような著しい社会的・経済的な情勢の変化があるわけでもない。

よって、平成24年度以降も本件ダム建設の必要性は失われていないこともまた、強く推認される。

## (3) 差止を認容する具体的な根拠も見いだせない

実際にも、原告らの主張も、結局のところ、「石木ダムは不要であるから差止請求を認めるべき違法性がある」と主張しているに過ぎず、それを超えて、平成24年度時点での合理性を認めざるを得ない水需要予測が、その後に合理性を喪失した等、差止請求が認容されるべき具体的な根拠(受忍限度や違法性段階論あるいは蓋然性論)が示されているとも言い難い。

## 3 小括

以上の次第であるから、差止請求を求める原告らの主張には理由がない。

## 第2 利水関連の尋問に関して

よって、本件では、ダム建設の必要性に関する詳細な議論を経るまでもなく、原告らの請求には理由がなく棄却されるべきこととなるが、ダム建設事業の利水面からの必要性・合理性については、これまで答弁書や第1準備書面等で主張してきたとおりである。

しかるに、証人松本美智恵(以下、「松本」という。)は、利水に関し

て要旨，①ダム建設よりも，漏水対策が優先されるべきである，②九州電力相浦発電所の水利権や佐々町の灌漑用水利権を利用すれば良い，③平成22年の水道料金値上げの原因も石木ダム建設が原因である，等と述べるので，この点について，若干補足する。

まず，①被告佐世保市は，現に重点的かつ継続的に漏水対策を行っており，過去45年間に工事費のみでも225億円もの費用をかけて漏水対策を行い日量7,000 m<sup>3</sup>程度にまで削減している（丙12の1，丙17）。そもそも，水道管の経年劣化によって生じる漏水対策は，永続的な維持管理事業であり水源確保の代替方策となり得るものではない。加えて，「漏水が多いと思われる箇所の対策はおおむね完了」しているから，過去と同等の投資を行なったとしても「今後の漏水対策はどうしても効率が悪く」（丙17），この点からも水源確保の代替方策とならないことは明らかである。

②他の水利権の利用についても，そもそも第三者の水利権放棄という実現性の不確定な要素を前提としたものに過ぎず，また，仮に権利放棄されたとして，当該河川の河川管理について佐世保市が権限を有するものではなく必ずしも佐世保市の水利権に転用される保証もない。加えて，既存の取水設備や導水管，浄水場，貯留設備の新設・更新もなく，取水量が増やせるものでもないことも明白である。

さらに，③石木ダムの建設費用は，現時点において，ダム本体及び浄水場等の関連施設の建設に着手されておらず，今後，事業の進捗に伴って将来の費用として計上されるのであり，平成22年の水道料金値上げに大きな影響を与える余地などそもそもあり得ない（甲B55・6ページ）。

しかるに，松本においては，①漏水対策の非効率性や，②他の水利権利用に伴う問題，③建設費用に関する水道局からの説明等に関して，何らの顧慮もされていないようである（松本本人調書13ページ以下）。にもかかわらず，上記①～③のような主張がなされるのは，客観的な検証や裏付けを伴わない，ダム建設反対ありきの曲論に過ぎないものと言わざるを得ない。

### 第3 結語

以上の次第であるから，原告らの請求は棄却されるのが相当である。

以上